

### 質 問

A市長は、一連の不祥事の責任を取り、任期半ばで辞任しました。その後、B副市長が地方自治法第152条の規定に基づき、長の職務を代理することとなりました。

(質問1) 後任の市長が就任するまでの間に、水道事業管理者の任期が満了します。この場合、職務代理者のB副市長は、後任の水道事業管理者を任命することはできるのでしょうか。

(質問2) A市長は、在任中にもう一人の副市長の選任について、議会の同意を得ていましたが、選任する前に辞任しました。この場合、職務代理者のB副市長は、この者を副市長に選任できるのでしょうか。

(質問3) 職務代理者のB副市長は、議会の議長に対し、退職の申出をしていましたが、退職期日の到来前に後任の市長が選挙により就任することになりました。B副市長は、改めて、後任の市長に対し、退職の申出をする必要があるのでしょうか。

### 回 答

1. 選任することはできるが、適当ではない。
2. 選任することはできない。
3. 必要ない。

### 解 説

#### 1. 職務代理者制度について

地方自治法（以下「法」という。）は、普通地方公共団体の長（以下「長」という。）に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事若しくは副市町村長、場合によってはその補助機関である職員のうちから長の指定する職員や普通地方公共団体の規則

で定めた上席の職員がその職務を代理する、と規定しています（法第152条）。

これは、長が病気や長期出張のためその職務について自らの意思を決定し、かつ、その事務処理について職員を有効に指揮監督し得ない場合や不在の場合に地方公共団体の行政活動を停止させないよう長の職務を代理する必要がある、このような場合に対応する制度として規定されているものです。

なお、ここに規定する「代理」とは、一定の事由の発生とともになんらの行為を要せず当然その代理関係が生じるもので、「法定代理」と言うべきものです。一方、法第153条（事務の委任、臨時代理）は、長の意思に基づいて代理関係が発生し、しかも長の職務権限の一部について代理する（したがって、長において何時でも代理関係を消滅又は変更することができる。）点で、職務代理とは性格を異にするものです。

#### 2. 職務代理者の権限

##### (1) 権限の範囲

職務代理者が法第152条の規定によって長の職務を代理し得る範囲は、原則として長の職務権限のすべてに及ぶものと解されます。

しかしながら、それは長の職務権限のみを代理するものであって、長の身分なり資格なりをそのまま代理するものではありませんから、長の身分や資格を要件として長に付与された職務権限については、一般的には職務代理者の代理権は及び得ないと解されます。例えば、議会の解散、副市町村長の選任については、職務代理者は行い得ないものと考えられます（行実S30.9.2）。

もとより、具体的に各個の法令の規定についてこの原則を適用するに当たっては、当該法令の規定の趣旨、職務代理者の性格等を勘案して慎重に

検討することを要します。

## (2) 職務代理者と議会の関係

### ①議会の招集について

普通地方公共団体の議会の招集とは、議会が活動を開始する前提として、議員に一定の日時に一定の場所へ集合することを要求する行為のことをいい、その権限は、長に専属しますが、長の一身専属的な権限ではないので職務代理者もこれを行うとされています。職務代理者は、法第101条の要件を満たす臨時会の招集請求があった場合、これを拒否することはできません。

### ②職務代理者に対する解職請求について

一方、職務代理者に対して長の解職請求権を発動することはできません。職務代理者は、長の職務をすべて代理するものですが、長そのものではありませんので、公選の長の身分に照応して設けられた長の解職制度は、職務代理者に適用される余地はありません。議会が職務代理者に対して不信任議決をしても、法律上の効力を有するものではなく、したがって、それに対して職務代理者が議会を解散しようものではないと解されます（行実S23.9.14）。職務代理者が副市町村長の場合には、主要公務員の解職制度（法第86条から法第88条）の適用があるのみです。

同様の理由で、議会が災害による応急若しくは復旧の施設のための経費又は感染症予防のための経費の削除減額を再議決した場合、法第177条第4項の規定によって職務代理者がその議決を不信任とみなすこともできないと解されます。

### ③長に事故があるときの不信任議決

長が長期入院し、職務代理者がその職務を代理している場合、長に対する議会の不信任議決は、長自身に対してなされなければならないが、また、不信任議決の通知は、直ちに議長から長に対してなされなければならない。また、長に対する不信任議決に対し、職務代理者は解散権を行使することはできず、長自身によって解散の意思表示がなされなければならない。

## (3) 職務代理者による副市町村長等の選任について

### ①副市町村長や公営企業管理者の選任

職務代理者は、長の補助機関その他の職員を任免する権限があります。したがって、形式的には職務代理者が副市町村長を選任することも差しかえないように思われますが、この職は長と特別の密接な信任関係に立つべきものですから、むしろ職務代理者が選任することはできないと解すべきとされます（行実昭30.9.2）。

よって、後任の副市町村長の就任予定者について、長の在任中に議会の同意を得ていたとしても、その後、当該長が事故又は欠けた場合は、職務代理者がその者を副市町村長に選任することはできないと解されます。これは、議会への同意提案をした日のみならず、選任の日においても長と副市町村長の直接の信頼関係を必要としていると解されるためです。なお、議会の同意は副市町村長を選任するための必要条件ですが、同意議決をもって必ずその者を選任することを義務づけるものではありません。

一方、公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、地方公営企業の日常業務について広範な権限が与えられ、その範囲においては、自己の名と責任において業務を執行することができますが、あくまでも、法第172条第1項に規定する長の補助職員に位置づけられています。よって、副市町村長の選任と異なり、職務代理者が管理者を選任することは可能です。

しかし、地方公営企業法第13条は、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者が長の同意を得てあらかじめ指定する上席の職員がその職務を行うと規定しており、管理者が欠けた時点で自動的に代理関係が生じることになりますので、後任の長が後任の管理者を選任することが適当と考えられます。

なお、管理者を置かず、その権限を長が行使している場合、長に事故があるとき又は欠けたときは、職務代理者が管理者の権限を行使することとなります。

## ②委員会委員及び委員の選任

職務代理者は、公平委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員など法第180条の5第1項から第3項までに規定する委員会の委員又は委員のうち長が選任権者であるものについて、当該委員の任期満了等により当該委員の職務を行う者がいない場合において、委員会の委員又は委員を選任することができます（行実S55.7.22）。

しかしながら、例えば、監査委員は法第197条ただし書に、前任者の任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことができるとする規定が設けられています。また、監査委員は通常複数であり、独任制の執行機関であるため、欠員が生じても具体的に監査機能が停滞するとは限りません。

よって、後任の長が後任の監査委員を選任することが適当と考えられます。

## 3. 職務代理者の任期

### (1) 職務代理者の就任

職務代理者となるにあたって、別段の任命行為その他の手続きを必要とするものではありません。ただ、職務代理者の氏名やその権限と責任の所在を周知徹底させる意味で、氏名やその代理権を有する期間（終期がはっきりしないときは、「〇月〇日より当分の間」とする。）等を公告しておくべきとされます。

### (2) 職務代理権の喪失

長の職務代理は、いわゆる法定代理で、一定の事由の発生をもって当然に代理権を取得するものであり、長が新たに就任し又は事故がやめば当然その代理権を喪失するものと考えられます。よって、本設問でいえば、前任者であるA市長の任期満了前に行われる選挙により当選した後任の長は、公職選挙法第102条の規定により当選人の告示があった日に長の身分を取得しますので、職務代理者も同日に代理権を喪失することになります（行実S25.11.11）。

### (3) 長の職務を代理する副市町村長の退職

本来、副市町村長の退職の申出は、長に対して

これをなすべき性質のものですが、長の職務を代理しているということは長に事故があるか又は欠けている場合であり、かつ、副市町村長は長の職務を代理することにより長と同様の役割を果たしているのですから、職務代理者たる副市町村長の退職の申出は、長と同じく、議会の議長にすることとされているものと思われ（法第165条第1項）。

職務代理者は、副市町村長としての身分を保有しながら、その職務代理者としての地位のみを辞することは許されないと解されます。職務代理者たる副市町村長は、その身分を保有している限り、法第152条の規定により、長の職務を代理することをその職務としているからです。

## 4. 本件事例の検討

### (1) 質問1について

職務代理者のB副市長が管理者を選任することは可能ですが、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者が長の同意を得てあらかじめ指定する上席の職員がその職務を行うこととなりますので、職務代理者のB副市長が後任の管理者を選任するのではなく、後任の長が選任することが適当と考えられます。

### (2) 質問2について

副市長の職は、長と特別の親密な信頼関係に立つべきものであり、これは、副市長の選任の同意提案をした日のみならず、選任の日においても、長と副市長の直接の信頼関係を必要としているのですから、長の在任中に新たな副市長の就任予定者について、議会の同意を得ていたとしても、職務代理者のB副市長は、その者を副市長に選任することはできないと解されます。

### (3) 質問3について

B副市長は、職務代理者たる副市長として議会議長に対し、退職の申出をしていますので、たとえ後任の市長が就任し、職務の代理権を喪失しても、その退職日の到来をもって当然退職の効果が発生すると解されます。退職の申出は、一方的法律行為であり、退職の申出を本人が撤回しない限

りは、申出の日から21日目に退職するという法律効果を与えるものと解されていますので、退職申出の効力が長の職務代理人たる地位の得喪によって影響を受けるものではありません。

よって、退職日の到来前に後任の市長が就任した場合でも、議会の議長に対する職務代理人たる副市長の退職の申出は有効に成立しており、後任の市長に対し、改めて、退職の申出をする必要はないと解されます。

(大阪府総務部市町村課行政グループ)